

第20回 統一地方選挙が 実施されます



投票日

知事・道議
4月9日(日)

町長・町議
4月23日(日)

令和5年3月から5月にかけて任期が満了となることが予定されている、地方公共団体の議会の議員及び長を全国一斉に改選を行います。

北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙が4月9日(日)、幌加内町長選挙及び幌加内町議会議員選挙が4月23日(日)に実施されることになりました。

今回の統一地方選挙では私たちの身近な代表を決める選挙となりますので、皆様の貴重な一票を無駄にしないようにしましょう。

お問い合わせは幌加内町選挙委員会(☎0165-35-2121)までお願いいたします。

○北海道知事・北海道議会議員選挙の概要とスケジュール

	概要	期日前投票	投開票日
北海道知事選挙	北海道を1つの選挙区として、北海道知事を選出する選挙。 告示日 令和5年3月23日(木) 任期満了日 令和5年4月22日(土)	○役場1階事務分室 期 間 3月24日(金)～4月8日(土) 投票時間 8時30分～20時00分 ○朱鞠内支所 期 間 4月3日(月)～4月8日(土) 投票時間 8時30分～17時00分	4月9日(日) 投票時間 7時00分～ 18時00分 (全投票所共通)
北海道議会議員選挙 (上川地域)	北海道を47の選挙区に分け、北海道議会議員を選出する選挙。 本町は、上川地域(旭川市、名寄市を除いた上川総合振興局の市町村)選挙区となります。 定 数 3名 告示日 令和5年3月31日(金) 任期満了日 令和5年4月29日(土)	○役場1階事務分室 期 間 4月1日(土)～4月8日(土) 投票時間 8時30分～20時00分 ○朱鞠内支所 期 間 4月3日(月)～4月8日(土) 投票時間 8時30分～17時00分	開票 20時00分～ 会場 町民研修センター 大講堂

※巡回式期日前投票 (北海道知事選挙・ 北海道議会議員選挙)	○添牛内コミセン 4月4日(火)10時30分～12時30分 4月5日(水)14時30分～16時30分	○母子里コミセン 4月4日(火)14時30分～16時30分 4月5日(水)10時30分～12時30分
--------------------------------------	--	--

○幌加内町長選挙・幌加内町議会議員選挙の概要とスケジュール

	概要	期日前投票	投開票日
幌加内町長選挙	告示日 令和5年4月18日(火) 任期満了日 令和5年4月25日(火)	○役場1階事務分室 期 間 4月19日(水)～4月22日(土) 投票時間 8時30分～20時00分 ○朱鞠内支所 期 間 4月19日(水)～4月22日(土) 投票時間 8時30分～17時00分	4月23日(日) 投票時間 7時00分～ 18時00分 (全投票所共通)
幌加内町議会議員選挙	定 数 9名 告示日 令和5年4月18日(火) 任期満了日 令和5年4月30日(日)	○添牛内コミセン(巡回式期日前投票) 期 間 4月20日(木) 投票時間 10時30分～12時30分 ○母子里コミセン(巡回式期日前投票) 期 間 4月20日(木) 投票時間 14時30分～16時30分	開票 20時00分～ 会場 町民研修センター 大講堂

選挙名	要件
北海道知事選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3箇月以上北海道内に住所を有する者
北海道議会議員選挙	
幌加内町長選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3箇月以上幌加内町に住所を有する者
幌加内町議会議員選挙	

投票できる方

選挙で投票するには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。

選挙人名簿は各選挙時や年4回の定時登録により名簿の調整をおこなっています。

なお、今回の選挙で投票できる方は、左記のとおりです。



知っておきたい選挙運動！



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすくん

選挙運動とは…？



特定の選挙で、特定の候補者の当選を目的として、得票を得るために直接もしくは間接に働きかける行為をすることをいい、選挙の公正を確保するため、法律で選挙運動が出来る期間や方法など一定のルールを設けています。

また、選挙運動前の選挙運動は事前運動として常時禁止されています。

選挙運動が行われている期間

知事選挙

3月23日(木) から4月8日(土) まで

道議選挙

3月31日(金) から4月8日(土) まで

町長選挙・町議選挙

4月18日(火) から4月22日(土) まで

選挙運動の手段

候補者が行える選挙運動は、ポスターや葉書を送付するなどの「文書図面」によるものと、街頭演説などの「言論」によるものになっています。

また、統一地方選挙は前回からインターネットを用いた選挙運動をすることが出来るようになっています。



文書図面による主な選挙運動

選挙運動用通常葉書

郵便局で「選挙用」としての扱いをしてもらいます。
ただし、選挙の種類により制限枚数が異なります。

選挙運動用ビラ

国政選挙、北海道知事選挙、幌加内町長選挙、幌加内町議会議員選挙にて配布することが可能となりますが、規格・枚数には制限があります。

選挙事務所看板類・選挙運動用自動車

規格や数などに制限があります。

選挙運動用ポスター

幌加内町選挙管理委員会が設置する公設ポスター掲示場などに掲示することが出来ます。ただし、公設ポスター掲示場以外の設置場所や規格・枚数には制限があります。

インターネット等の利用

ウェブサイトなどを用い、選挙運動のために使用する文書図面（ビラ・ポスターなど）を掲示することが出来ます。
ただし、ウェブサイトに掲示されている文書図面を印刷し、配ることは違反となります。また、ウェブサイト上のなりすまし、誹謗中傷も違反となりますので注意が必要です。

言論による主な選挙運動

街頭演説

街頭又は広場などで、選挙運動のための演説を街頭演説といいます。なお、街頭演説をする際には選挙管理委員会から交付された標識を掲げることとなっております。
また国や地方公共団体が所有管理している建物などでは禁止されています。

個人演説会

候補者が有権者に投票依頼や公約など、選挙運動のため自ら開催するものです。
なお、候補者以外は開催できません。

連呼行為

候補者の氏名などを繰り返して言うことが連呼行為です。
個人演説会や街頭演説、選挙運動用自動車以外で行うことは禁止されています。

※上記は選挙運動期間中

午前8時～午後8時まで行うことが出来ます。

選挙運動期間中には どのようなことが禁止されているの？



戸別訪問

投票依頼など選挙運動の目的で戸別に有権者の家などを訪問する行為。

飲食物の提供

選挙運動に関して、候補者だけでなく全ての人が湯茶及びこれに伴い日常用いられている程度の菓子以外の飲食物を提供する行為。（運動員・労務者に対して制限範囲内で弁当を提供することは認められています。）

署名運動

選挙に関して、投票を得るためなどの目的で有権者に対して署名運動をする行為。

氣勢を張る行為

選挙運動のために自動車を連ねるなどとして氣勢を張る行為。

買収・供応

特定の候補者選挙運動の目的で、有権者等に対して金銭や物品を与えたり、供応接待する行為。

選挙後のあいさつ行為

選挙後に当選祝賀会その他集会を開催する行為。

自由に行える選挙運動



選挙運動期間中、未成年者や選挙運動が禁止されている一部の公務員などを除き誰でも行うことが出来ます。

個々面接

路上などでたまたま出会った知人などに、その機会を利用して、投票の依頼をすること。

電話

電話により投票依頼すること。

幕間演説

婦人会などの集会、会社などの休み時間等にたまたまそこに集まっている人を対象におこなう選挙運動のための演説すること。

以上のようなことが選挙期間中に行われる場合があります。ご不明な点などがある場合は選挙管理委員会事務局（☎0165-35-2121）までお問い合わせください。